

入 札 心 得 書

入札者は、次の事項を遵守して入札をすること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 2 入札者は、仕様書等を熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に所定の入札書を入れて提出すること。
- 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有するものの委任する委任状を携行し、入札開始前に提出しなければならない。
- 4 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換えまたは、撤回をすることができない。
- 5 無効入札の主なものは次のとおりである。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札書の記載事項中、入札金額または入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
 - (3) 入札者またはその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (4) 他人を脅迫し、その他不正行為による入札
 - (5) 入札に関する事項に違反した入札
 - (6) 入札者が不当に価格をセリ上げ、またはセリ下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、全部の入札

以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合当該入札者は、その決定に対し異議を申し立てることはできない。

- 6 再入札は1回を限度として行うので、再入札で使用する入札書を用意しておくこと。なお、この再入札には無効入札した者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
- 7 入札者は、入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。